

会議録

1. 附属機関の名称 : 犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会
2. 開催日時 : 令和4年7月20日(水) 午後2時00分から午後3時30分まで
3. 開催場所 : 犬山市役所5階 501・502会議室
4. 出席した者の氏名
 - (1) 委員 赤塚次郎、笈真理子、鬼頭秀明、佐藤正知、村上恵美子、四辻秀紀、奥村好樹
中田哲夫、望月友恵、丸山和成、浅岡宏司
 - (2) 執行機関 滝教育長、中村教育部長
歴史まちづくり課 加藤課長、渡邊課長補佐、中村主査補、大前主事補
5. 報告・協議事項
 - (1) 令和4年度犬山市文化財保存活用地域計画作成事業計画(案)
 - (2) 令和4年度の事業スケジュール(案)
 - (3) 文化財保存活用地域計画の記載内容の検討
6. 会議要旨
 - (1) 令和4年度犬山市文化財保存活用地域計画作成事業計画(案)
 - (2) 令和4年度の事業スケジュール(案)
(事務局より資料に基づき、令和4年度犬山市文化財保存活用地域計画作成事業計画(案)、令和4年度の事業スケジュール(案)について報告)

委員:パブリックコメントは計画書案を示すものと理解しているが、市民説明会の資料は何を想定しているか。

事務局:説明会の資料としては概要版のようなものを作成して、皆様にお示しできればと考えている。

(3) 文化財保存活用地域計画の記載内容の検討

委員:9ページ「(2)関連計画 ①犬山市歴史的風致維持向上計画」にて、犬山市における維持向上すべき歴史的風致として「犬山祭にみる歴史的風致」、「犬山城と町衆文化にみる歴史的風致」、「木曾川周辺に見る歴史的風致」、「古代『邇波』地域の古墳群とその周辺にみる歴史的風致」、「石上祭にみる歴史的風致」、「地域の祭礼にみる歴史的風致」の6つが位置付けられている。一方、本日の資料において、特徴が5つとなっている。両計画の整合をもう少し図りながら位置付けることができると良いと思う。

ちなみに、9ページには、犬山の南部方面の戦国時代に関する記述が無かったが、今回の資料では記述されていた。これについては、ありがたいと思う。

事務局:本資料における歴史文化の特徴は7つとなっている。歴史的風致維持向上計画と文化財保存活用地域計画について改めて説明する。歴史的風致向上計画は、歴史的建造物とそれに関連する人々の営みなどを一体的に捉えられる場所を6つ挙げている。対して、文化財保存活用地域計画は、市内全域を対象としたものであり、それら特徴をまとめると7つになったところである。必ずしもこの2つが一致する訳ではないが、分かりやすい形でまとめ方ができるように心がける。

委員:今からでも歴史的風致維持向上計画の特徴に戦国時代に関する記述を追加いただければと思う。

事務局:前述のとおり、両計画は多少異なっている。具体的には、現在も歴史的建造物が残っていること、そして、それらに関する人々の活動が残っていることのある条件がある。また、歴史的風致維持向上計画は策定済みの計画であるため、今から追加するのは難しいものと思われる。

委員:序章「1.計画の背景と目的」について、以前にいただいた資料の方が分かりやすい。具体的には、2018年に文化財保護法の改正によって作成が示されているなどの内容が抜けてしまっている。そして、1段落目の4行目は、あっさりしすぎているように感じる。そのほか、「作成した」ではなくて、「作成する」の方が良いと思う。

2ページ「2.計画作成の体制・経過」について、巻末資料として後ろに回しても良いと思う。また、「文化財保護審議会」とすべき委員名簿のタイトルが「文化財保存活用地域計画策定委員会」となっている。修正をお願いしたい。

4 ページ「3.地域計画の位置付け」について、犬山市総合計画が「最上位計画」であるとされている。他市のホームページを見たが、どの自治体も総合計画が最上位であるとは謳っていない。「最上位」と記述すると、強制力があるような感覚になるため、この表現は改めた方が良いと思う。全市博物館構想も入れているが、急遽追加した感じがする。何年前に策定されたか分からないが、今は状況がかなり変わっていると思う。

県のホームページなどを見ると、市の総合計画との関わりなどを最初に図式で示し、その後に具体的な内容に踏み込んでいる。本計画においても同様の構成にさせていただけるとありがたい。文字が多すぎて読むのに疲れてしまう。

事務局:ご指摘のとおり、25 ページ目に初めて他計画との関係性が示されている。もう少し分かりやすい構成になるよう検討する。

委員:NPO法人とか観光協会とか、それから国際交流センターなど協力関係にある団体との関係も示せばよいと思う。

委員:13,14 ページについて、全市博物館構想の「地区博物館の資源の整備と利活用」に犬山東地区、羽黒地区、楽田地区が抜けている。これらの地区の追加をお願いしたい。

事務局:ご指摘のとおり追加する。

委員:17,18 ページについて、犬山市都市計画マスタープランの地域別構想には城下町のことだけ記述されている。これで問題ないか。

事務局:現在、都市計画マスタープランは改訂中である。現在策定している段階では、ヒトツバタゴに関する記述も追加する予定である。このような変更も踏まえて内容を修正していく。また、都市計画マスタープランは街中に関する計画であるため、そのような記述が多くなることはあらかじめご了承ください。

委員:49,50 ページについて、未指定文化財の概要や特徴、件数などは今後リスト化されていくと思う。これに関する質問であるが、分布状況を小学校区にしている理由があれば教えてほしい。他のページでは地区別の記述であり、小学校区ではない。

事務局:まだ統一しきれてないところがある。こちらについては、他の箇所と合わせながら統一を図っていく。

委員:50 ページについて、「未指定の文化財」とあるが、これは文化財保護審議会でも今後議論していくのか。もし違うのであれば、「未指定」という言葉を用いず、歴史的遺産などの言葉で代用した方が良くと思う。「未指定」という言葉は、指定のための候補であるように聞こえる。

委員:本資料では、26 ページに用語の定義が整理されている。そして、定義では「文化財」と「歴史文化資源」の2つ整理されている。これを受け、本計画は、2つの用語を使い分けていくものだと考えていたが、第7章では「関連文化財群」という言葉が使われている。このように、言葉の使い方がまちまちであるとの印象を受けた。

委員:最初に指定されている文化財とされてない文化財があり、歴史文化資源という言葉がそれらを全て含めているという説明だったと記憶している。ただし、本資料からそのように読み取れるのかというと、難しいように思う。したがって、それらをきちんと整理する必要があると思う。例えば62ページの後ろから2行目には「文化財や歴史文化資源を知り」というふうに、文化財と歴史文化資源が別物として扱われている。また、「歴史遺産」という言葉も出ている。「歴史文化資源」の定義は本計画での定義であるため、そこをしっかりとっておく必要がある。また、その定義が後半でどのように活きるのかということが全く記述されていない。個人的には文化財という言葉で括れば良いと思うが、仮に歴史文化資源という言葉を使った場合、どのような効果が見込めるかということでも踏み込む必要があると思う。

26 ページについて、細かいことであるが、文化庁がこのように定めているとの記述は、あまりにもよそよそしい。国民的財産であることは国民の共通の理解である。そして、2行目に「我が国の歴史文化等の正しい理解のために欠くことができないもので、将来の文化の向上発展の基礎をなす」とあるが、これは文化財保護法の内容である。したがって、「文化庁が・・・」の書き出しはやめた方が良い。

文化財の種類を6種類としている。確かに6種類だが、文化財保護法には埋蔵文化財と文化財の保存技術があるので、それもここで触れる必要がある。愛知県の大綱では、きちんと触れている。43ページの表に相当するものが愛知県の大綱にもある。大綱の場合、包蔵地の数が整理されている。そういう整理にしておかないと、不十分だと思う。

さらに、26 ページに有形文化財の説明が記述されている。文化財について説明しているが、建造物といっても全てが文化財の対象とはならない。古文書などもそうだが、文化財保護法では「その他の有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの」とされている。つ

まり、対象が限定されている。文化財保護法の内容を全て引用するか、あるいは削除するなどの対応を図る必要がある。そして、後半の定義は、かなり推敲する必要がある。

指定文化財の候補となるような未指定文化財が数多くあることが今回の調査で明らかとなった。そして、これだけの文化財がたくさんある、そのうちの1%ぐらいが指定されている、ということが分かる。そして、地名のような今までの種類では括れないものは、愛知県の大綱では歴史的所産としてるように、歴史文化資源として犬山市では考えるという経緯だったはずである。そのような試みに関する記述を定義のところで明確にしておく必要がある。

委員:34 ページについて、市内の土地利用の図は、どの計画からの引用であるか。総合計画でよろしいか。

事務局:総合計画で問題ない。総合計画は今年度改訂中である。新しい図に差し替えるなどの対応を図る。

委員:文化財の定義について、文化庁ホームページの内容をそのまま引用した方が良いと思う。また、民俗文化財は有形・無形の両方がある。本資料の説明では、その違いが分かりづらいと思う。文化庁の基本的な情報を反映した方が良い。

委員:第4章というのは、犬山市の独自の章立てなのか。文化庁が示している内容にはないと思う。文化財保存活用地域計画の大まかな構成は、まず現状を説明する。そして課題があり、それを受けて方針と措置が定められる。今の案では、第4章で方針を打ち出し、その後に課題が出ている。これは犬山市独自の構成であることを認識した上で作成していく必要がある。

課題があって、その課題に対してこのような方向性で進めよう、というのが普通の流れだと思う。それに関してもう1つ発言させていただく。第5章に各種調査の内容がまとめられている。そこには現状があって、課題があって、措置・方針がある。そして、第6章以降は、第5章までの内容を踏まえて、課題と措置が記述されている。しかし、第5章では現状について子細に記述し、第6章の課題のうち、調査・研究のときの課題と関わりをもたせた方が良いと思う。文化財保護法は、保存と活用というこの2つしかない。調査・研究というのは、全て保存・活用のための基礎的な調査である。したがって、第6章はうまく4つに分けて、調査・研究、保存、継承、活用とする。こうすると、保存と活用を4つの視点で説明したことになる。最初に調査結果が出るのは、この調査が保存・活用

の最も基本的なものであり、調査ができないことには保存・活用もその計画もできないから予算を付ける、というのが国の方針である。本来であれば国は関係ないが、保存と活用を図るために助成する、というように国が一步踏み込んだことになる。保存と活用とは別に所在調査がある訳ではない。したがって、先ほど申し上げたとおり、第5章を分割して整理した方が良いと思う。第2章や第6章についても同様に、課題と措置は後ろの方にまとめた方が良いと思う。

事務局:章立てについてのご意見をいただいた。今回の計画は、あくまでも文化庁から示された標準構成に従って策定をさせていただいている。必ずしもそれに縛られる必要はないと思うが、基本的には標準構成どおりの章立てである。

委員:私は指針の概要を確認したが、そこまでは載っていなかった。文化庁の指針どおりであれば問題ない。ただ、私の理解では、所在調査を保存と活用の方針から分けると混乱を招くと思っている。文化財保護では、保存プラス活用である。そこから所在調査だけ取り出してしまうと、文化財保護法というのを理解できなくなってしまう。

事務局:また文化庁と協議する際に、今いただいた意見を提案させていただく。

委員:第6章の方針と措置と第4章の基本方針の違いも分かりづらく、混乱を招くかもしれない。内容があっちに行ったりこっちに行ったりするような印象である。

委員長:ただ今のご意見は、章立てと内容をもう少し工夫した方が良いとのことであった。基本的な章立ては文化庁の指針に沿っていると理解してもよろしいか。

事務局:そのとおりである。

委員長:文化庁の指針を基本としつつ、委員の皆様からのご意見と擦り合わせていただくようお願いしたい。

委員:文化財の保存と活用に関する課題として、他の自治体はアンケート調査のグラフを載せていた。せっかく調査を実施したので、ぜひとも載せていただきたい。

そして、70ページ以降の措置について、現在実施していることだけしか書いてない感じがする。あくまでも継続してずっと取り組んでいくものである。予算取りして取り組んでいくものである。もう少し5ヶ年くらいの短期でできるものはないか。現在実施していることを列挙しているが、例えば、短期的にこういうことを新たに取り組めます、時間がかかるかもしれないけどやってみます、という内容を盛り込んでいただけると良い。もう少し深掘りしていただけるとアクションプランらしくなると思う。ぜひ

ともご一考いただきたい。

事務局:70 ページ以降に書かれている措置について、現在取り組んでいるものや、これから取り組む予定のものまで様々である。抜けている措置もあると思う。それについては、内容を精査する。また、事業期間を「短期・中期・長期」にするなど、見せ方を工夫できれば良いと思う。

第7章の関連文化財群およびその保存・活用の措置の中にも、新しいものが盛り込まれているようにする。次回ご覧いただくまでに、しっかりと記載する。

委員:分量が増えすぎても良くないので、コンパクトにするなどの考慮もお願いしたい。

委員:70 ページ以降について、措置の一覧表が整理されている。これは、どのような観点に基づいてリストアップしたか。例えば、行政機関から認知されている団体とか、何かしらの基準があるか。団体の活動も追加していただければ、会員のモチベーションが高まる。市民の前向きな活動を拾い上げていただければありがたい。

委員:7つの特徴に寺社の信仰が入っていない。伝統行事の多くは寺社に由来するものが多い。

事務局:以前も大縣神社のお話をいただき、何とかして本文に入れることができないか継続的に検討中である。文化庁からは、関連文化財群を作るのであれば、それに対する措置を入れなさいと指示されている。そのため、措置をどうするかということも含めて検討しなければいけないということもあり、そのような観点も含めて検討中という状況である。

委員長:確かに微妙なところである。

事務局:寺社とその活動がどのように特徴的であるかを示す必要がある。

委員:寺社が中心となる地域もあるので、何もなくて良いものかとも思う。

事務局:先ほど申し上げたとおり、全てを措置にできていない。そして、どれを載せるかについても悩ましいところである。

委員:あまり理解してないところもあると思うが、今回のこの計画の中で、様々な団体と体制を組み合わせながら文化財を保存・活用していきましょうということで、70 ページ以降に、市だけではなく各団体が取り組んでいる内容を挙げていると思う。ところで、これら団体との体制は第何章で示す予定であるか。

事務局:第9章「文化財の保存・活用の推進体制」でお示しする予定である。

委員:そこで主体間の体制図も示されるということか。

事務局:そのとおりである。行政や団体、学術機関などの関係性を第9章で図示しながら、どのような形で連携すれば効果的な保存・活用になるかということも記述する予定である。

委員:第7章以降は今後お示しいただけるということによろしいか。

事務局:現在は第6章までの作成となっている。これから第7章以降を作成し、第2回の委員会でご協議いただきたいと思う。

委員:文化財の保存と活用には様々な団体に関係しており、これから増えていくと考えてよろしいか。

事務局:そのとおりである。

委員:今のままだと、内容がやや薄いと感じている。

事務局:とりあえず、今どのような事業があるか列挙し、課題を踏まえたときに何が足りないのか、という観点を踏まえながら増やしていく必要がある。

委員:私たちは策定委員会に関わらせていただいているが、そうでない団体の意見はどのように吸い上げているか。

事務局:過年度に実施したアンケート調査やヒアリング調査の内容を参考にしながら、事業に追加していければと考えている。

委員:今年は羽黒が注目されると思う。その際、梶原顕彰会や野呂塚保存会などの団体活動も上がる可能性はあるということか。

事務局:現在活動している団体の中から上がってくることも考えられる。

委員長:いろいろご指摘いただいた方が事務局も動きやすいと思いますので、個別に情報提供などをしていただければと思う。

事務局:寺社を含めたストーリーを作成する際のポイントや観点などのご意見があればお願いしたい。何もかもが言える訳ではないため、どのような歴史文化資源を入れて、そうするとどのようなストーリーになるかといったご助言があればぜひともお願いしたい。

委員:以前作成していただいた関連文化財群のイメージと構成要素の方が分かりやすかったように思う。せっかく作っていただいた資料なので、これを見返して、削除した内容を復活させるなどされても良いと思う。

委員:保存と活用の課題、そして措置について、愛知県の大綱を読むと、例えば個別の保存活用計画の策定を進めていく、あるいはそれを支援する、ということが出ている。あるいは、文化財レスキュー台帳を作成するとか、今は関連文化財群が注目されており、今後は様々な団体や地域コミュニティ推進協議会に諮りながら推進していくことと思われる。そのほかにも、埋蔵文化財包蔵地の範囲を拡大するとか、あるいは新たにその範囲にするとか。城下町をどうするかとか、この会議の中でも出ていた建物の高さ制限や防火対策など、そのような内容を盛り込むことが愛知県の大綱でも触れられている。その観点から、もう一度、整理していけたら良いと思う。あるいは、関連文化財群間の移動手段をどうするかとか、スマートフォンでの案内なども考えられる。また、いろいろなことが必要であると書かれているが、誰が何をするのかということが分かりづらい。もう少し実現可能な内容にしていく必要があると思う。

私の関心事としては、例えば、先ほど出た大縣神社についてである。大縣神社は文化財が集積しており、総合的な調査が必要だと思う。その他にも入鹿池の調査なども地元住民と一緒に取り組んでいく手立てが必要だと思う。もう少し基本的な内容を書き込んだ方が良い。

委員:先ほど未指定文化財について申し上げたが、大綱の概要版に未指定文化財の保存と活用に関する記述がある。これがあると、未指定のままでも良いかと思う。

委員:なぜ詳細調査かという、今まで気が付かなかったものが指定文化財と同等の価値があると判明した場合、指定して保護していくことをする必要があるためである。もちろん、調査を通じて指定に相当するものは一切ないということもあり得るが、そのようなことを明らかにするのが所在調査の目的の1つである。愛知県の大綱にも指定制度について言及されているとおり、指定することによって保護を推進していく。ただし、そうではないものも数多くあり、それについても目を向けていく必要がある。市民の関心を高めることも文化財保存活用地域計画の趣旨であると思う。

委員:現在の組織や人材の中で、どこまでの取組が可能かは若干思うところがある。風呂敷を広げるという言い方は不適かもしれないが、ある程度絞った実現性のあるアクションプランにしていただければと思う。

委員:五郎丸のキリシタン関係について、インバウンドの方々に注目していただくことを含め、もう少しクローズアップして外に発信した方が良いのではと思う。他の歴史文化資源のように分類しづらいところはあるかと思うが、ぜひとも追加のご検討をお願いしたい。また、実施する事業は不公平感がないように配慮していただければとも思う。